

<p>14</p> <p>福祉局(社 会福祉法人 等10団 体)</p>	<p>補助金の公 正かつ効率的 な取組 について</p>	<p>① 子供・子育て支援部は、令和5年度現地調査の対応施設は、令和4年度より35施設から54施設に増え、施設数として現地調査する旨を通知した。そのうち、既存施設については、これまでに過剰申請があった施設を中心に対象を選定した。 【1-1-エ】</p> <p>② 補助制度に係る説明資料を、より重点を確保しやすいために改訂し、令和5年2月3日に各施設に配布した。また、加算項目ごとに保管が必要となる様式等を一括表にまとめ、令和5年2月24日【1-1-エ】</p> <p>③ 本事業の制度説明をインターネット上で令和5年3月30日に配信でき、より多くの施設担当者で確認し、ようにした。その際、②の一覧表や施設が掲載された参考表を作成しやすいために、申請の様式について紹介を行った。 【1-1-エ】</p> <p>④ 申請に係る事務負担を軽減し、適切な申請を支援するため、補助金システム(クラウドファンク)を活用した電子申請が可能な施設数を20施設から100施設に拡大することとし、必要なシステム改修を令和4年12月1日に受託者に指示した。 【1-1-エ】</p> <p>⑤ 実績報告書と保管様式の数値の不一致を防ぐ自動計算機能を搭載し、施設が利用しやすいよう、OD-ROMに格納して送付する方法により、令和5年2月3日に配布した。 【1-1-エ】</p>
--	--	--

<p>15</p> <p>建設局(公 益財団法人 東京都道路 整備保全 社)</p>	<p>(八重洲駐 車場)ほか4 駐車場にお ける大規模 改修及び中 規模修繕に ついて)</p> <p>指定管理者 が実施する 中規模修繕 について</p>	<p>八重洲駐車場ほか4駐車場は、老朽化が進行しているため、都が施設設置者として大規模改修を実施している。また、指定管理者は、駐車場施設の維持管理に必要な中規模修繕を自ら実施し、管理費において実施することとしている。</p> <p>ここで、指定管理者が行う中規模修繕のうち、事後の調査が、計画及び実施しながら、大規模改修後の全面打診調査など、大規模改修後の監視管理を行う中規模修繕とは、経理的な維持管理を行う中規模改修後の補修などが必ずしも見込めるものではなく、また、賄えるものでもない。</p> <p>また、中規模修繕経費枠は、大規模改修の実施状況を考慮して適宜変更しているが、大規模改修に係る調査や大規模改修後の補修などが必ずしも見込められており、大規模改修実施駐車場の中規模修繕の実績は、必ずしも減少していない。</p> <p>さらに、指定管理に係る各基本協定では、中規模修繕経費枠に係る指定管理者との協議について、明らかに特段の事情がある場合に限定されているにもかかわらず、協議により中規模修繕を行うことを想定していることとする。基本協定に定める中規模修繕経費枠は、このように状況において、現行の中規模修繕経費枠は、指定管理者等選定委員の運用との整合が取れていないことから、令和4年度には協議による変更が生じる事象となっており、また、特種経費枠の意向をなさない。中規模修繕理由である指定管理者の選定となるが、現状の中規模修繕の実施範囲、中規模修繕経費枠の考え方では、経費見直し及び中規模修繕が実施できないなど、現行指定管理者でないか、あるいは現行指定管理者が選定において有利となりかねない状況である。</p> <p>よって、中規模修繕の現状を精査し、有効な中規模修繕経費枠を設定する等の考え方を明確にし、指定管理者が、要項や基本協定等の定めにより中規模修繕が実施できるようにすることが重要である。</p> <p>局は、指定管理者が実施する中規模修繕について、本来の定率に則した運用となるよう、その範囲と当該経費枠の考え方を精査することが望まれる。</p>
--	--	---

<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>
-------------------------------------	-------------------------------------

20	都市整備局	<p>(単価契約工事)について ①(事業用地等維持管理に特許費の組入を適正に行うべきもの)</p> <p>(単価契約工事)について ①(事業用地等維持管理に特許費の組入を適正に行うべきもの)</p>
21	都市整備局	<p>(単価契約工事)について ①(測量委託)について ②(測量委託)について ③(測量委託)について ④(測量委託)について ⑤(測量委託)について</p>

22	都市整備局	<p>(フアテナンス・リース契約)について ①(フアテナンス・リース契約)について ②(フアテナンス・リース契約)について</p>
23	都市整備局	<p>(フアテナンス・リース契約)について ①(フアテナンス・リース契約)について ②(フアテナンス・リース契約)について</p>
24	都市整備局	<p>(フアテナンス・リース契約)について ①(フアテナンス・リース契約)について ②(フアテナンス・リース契約)について</p>

第一市街地整備事務所は、事業用地等維持管理に係る契約を締結している。契約における指示のうち、特殊製品組合せ費の算定を行っている事例について見たところ、材料費以外の工事費(労務費) ① 廃棄物処分費(労働費)に分解できない単価で算出した費用などに、特殊製品組合せ費を用いていることが認められた。また、土壌汚染調査や土壌汚染措置費用に、特殊製品組合せ費を用いていることに加え、特殊製品組合せ費は、維持工事における工種を設定していない材料費について適用するものであるにもかかわらず、維持工事以外の工事や、材料費以外の労務費等の経費に用いて指示し、適正でない。適正でない所は、特殊製品組合せ費の適用を適正に行われた。

第二市街地整備事務所は、測量業務の契約において、「打合せ協議」の別この工種の指示及び履行状況について見たところ、指示全件において「打合せ協議」を指示し、履行が確認し、支払を行っていることが認められた。

① 局簿算基礎の定めは、単価契約により測量を委託する場合は想定しており、単価契約により各単価契約に各指示で業務を委託することは想定していない。また、市街地整備部の必要経費を、指示全件に対して「打合せ協議」は、指示全件に対して一律に行うものではない。地域特性や作業の難易度等を考慮して指示するものであることである。

② 「打合せ協議」を工種として指示をしたことも、通常の指示及び履行確認の範囲において行えるものであり、必要性が確認できない。ことから、仕様書において、打合せを原則として指示し、完了時に行うこととしていることは適正でなく、必要性の側面から見ても、全指示において「打合せ協議」を指示し、実施することが必要と見えない。所は、仕様書における工種「打合せ協議」の設定を見直すとともに、その運用を適正に行われた。

第一市街地整備事務所は、令和5年8月2日に行なった工事課の課内会議において、市街地整備部が今回の監査結果を踏まえて各部所へ発出した同年7月26日付通知文により、特殊製品組合せ費の適切な適用について周知し、再発防止を図った。【2-エ】今後、同様の維持補修工事(単価契約)を起工する際は、想定し得る工種に可能な限り契約単価に盛り込むことにより、特殊製品組合せ費の運用を適切に行っている。

第二市街地整備事務所は、測量の単価契約において、指示全件に対して一律に打合せを実施するのではなく、地域特性や作業の難易度等に基づき、必要に応じて指示することを、令和5年8月2日に市街地整備部所長で測量担当者を開催し確認した。【2-エ】

また、所は、令和5年9月7日に測量単価契約発注担当者会議を開催し、①内容の改定案を示すとともに、打合せの必要性が理解できる程度に記録簿へ明記すること、②現行の特記仕様書については、打合せの有無について、都度、受託者と協議することを周知した。【2-エ】

フアテナンス・リース契約における月額の契約目途額の積算に当たっては、月額のリース料について各機器の価格の合計にリース料率を乗じて算出したものと、保守料率を乗じて算出したものとを合算して算定する必要がある。しかしながら、市街地整備部が締結した発注業務等のフアテナンス・リース契約において、リース料と保守料の内訳の別を考慮せずに契約目途額を定め、部は、フアテナンス・リース契約に当たり契約目途額の積算を適切に行われていた。

フアテナンス・リース契約では、再リース時には、一般にリース料が増額を要求される傾向が多いことから、保守料をリース料と保守料の額を分け把握しておく必要がある。

しかしながら、都市づくり政策部と市街地建設部が締結したフアテナンス・リース契約において、監査に月額リース料(令和5年4月28日)現在、仕様書に記載されている保守料の明細が分かる内訳書の提出を相手方から内訳書の提出を要求する旨の通知がなされた。なお、適正でない。

面部は、フアテナンス・リース契約の締結に当たり、リース料と保守料を明確に区分して把握された。

市街地建設部では、建設業課及び建築企画課で、令和5年7月27日、同年8月3日にそれぞれ会議を実施し、フアテナンス・リース契約の明細が分かる内訳書の提出について仕様書に記載するよう周知し、再発防止を注意喚起した。

都市づくり政策部では、フアテナンス・リース契約に当たり、月額リース料、保守料の明細が分かる内訳書の提出について、仕様書に記載していることを確認するよう周知した。令和5年8月1日開催の部課長会で周知した。

【2-エ】

また、局は、総務部経理課担当にて新たに「リース契約に係るチェックシート」を作成し、当該チェックシートを活用するよう、令和5年7月31日、各部所契約事務担当者及び総務部各課庶務担当者に周知した。【2-エ】

市街地建設部は、今後、郵便料金計器のフアテナンス・リース契約に当該計器については、故障時には代替品として、郵便局の承認を受けた計器を運ぶか、提供を受けるよう、仕様書に定めるとした。【2-エ】

また、部は、令和5年7月27日に、建設業課で限内打合せを実施し、フアテナンス・リース契約に仕様書に定めるよう周知し、再発防止を注意喚起した。また、局は、総務部経理課契約担当にて新たに「リース契約に係るチェックシート」を作成し、当該チェックシートを活用するよう、令和5年7月31日、各部所契約事務担当者及び総務部各課庶務担当者に周知した。【2-エ】

<p>25</p> <p>都市整備局</p> <p>(ア)アサイン契約について (イ)保守に関する具体的な条件を示すべきもの</p>	<p>保守に当たっては、その機器や機器を利用する業務の内容、状況等を考慮し、保守態勢等を具体的に示すために保守対応の条件を明確に示す必要がある。しかしながら、市街地整備部が締結したアサイン契約等については、アサイン契約において、「速やかに正常な状態に回復させること」等と求められているが、保守に関する対応時間などの具体的な対応内容が明確になっておらず適切でない。部は、保守に関する具体的な条件を明確に示されたい。</p>	<p>市街地整備部は、令和5年7月27日に、建設業法で課内打合せを実施し、アサイン契約等に関する具体的な条件を明確に示すよう周知し、再発防止を注意喚起した。【2-エ】また、局は、総務部経理課契約担当に新たに「アサイン契約に係るチェックシート」を作成し、当該チェックシートを活用するよう、令和5年7月31日、各部所契約事務担当者及び総務部各課庶務担当者に周知した。【2-ウ】</p>
<p>26</p> <p>都市整備局</p> <p>業務用端末アサインの盗難防止措置を適正に管理すべきもの</p>	<p>第一市街地整備事務所では、業務効率化のため、令和5年3月1日より、所で調達を行ったスマートフォンを活用している。「サイバーセキュリティ対策」では、職員等が端末を利用する際には、遠隔消去機能等によりデータの盗難防止の措置についても講じるよう定められている。そこで、所におけるスマートフォンの運用状況について見たところ、監査日(令和5年4月19日)現在、方針ドメインに基づきデータの盗難防止措置について未設定のまま運用を行っていることが判明した。一方で、所外で利用するスマートフォンを紛失した場合は、外部の連絡先情報や発信履歴が漏えいするリスクがある。さらに、今後業務効率化が進み、スマートフォンで機密性の高い情報を扱う業務が拡大していくことも考えられるため、あらかじめデータの盗難防止措置を設定せずに、職員にスマートフォンを利用させているのは適正でない。所は、利用するスマートフォンの設定し適正に管理されたい。</p>	<p>第一市街地整備事務所は、「未来型オフィス(事業所)における事務所」1(以下「手引」という。)を、令和5年5月24日に制定した。【2-ア】手引に基づき、所で所有する全てのスマートフォンにセキュアアプリをインストールし、ICGリコーが管理することにより、紛失時には、スマートフォンのアプリにより遠隔消去機能を使用し、データ消去等の対応ができるようにした。また、各スマートフォンの遠隔消去機能が設定されていることを明確に管理するために、「遠隔消去機能設定済」欄を設けた。【1-エ】 今後は、遠隔消去機能を利用できる状態でスマートフォンを使用することを徹底する。</p>

<p>27</p> <p>住宅政策本部</p> <p>都営住宅の建設において、アサイン契約等に関する必要な措置を当初から発注すべきもの</p>	<p>西都住宅建設事務所は、都営野塩住宅の建設を進めており、本工事で、本工事を完了させた。ところで、整備工事の完了後、追加工事により、整備工事の受注者を特命し、集会所入口のスマートフォン設置等を整備工事後に発注していた。</p> <p>このスマートフォンについて、追加工事により設置した経緯を確認したところ、本工事で「別途工事」と表示され、集会所入口には含まれていなかった。また、整備工事においても、スマートフォンの設置を指示していたにもかかわらず、都営野塩住宅については、都営野塩住宅に、集会所入口にはスマートフォンが設置され、集会所入口には当初からスマートフォンを設置する必要があった。工事の最終段階で周囲との調整が必要であるとしても、整備工事においてスマートフォンを工事内容に含めて、数量等の変更が生じた場合には契約変更で対応する方が、材料調達において現地の実態に合わせ、工程調整も効率よく進められたと考えられる。</p> <p>したがって、東京都建築物アサイン契約に照らしも当初からスマートフォンが必要であることも明らかならず、本工事を発注せず、追加工事により対応したことは適正でなく、また経済合理的でもない。所は、都営住宅の本体工事又は整備工事において、必要な施設を当初から漏れなく発注されたい。</p>	<p>西都住宅建設事務所は、設計内容確認シートを新たに作成して、本工事を活用することにより、整備工事の発注を適切に行うこととした。【2-ア】令和5年8月21日には、所において本工事を発注するにあたり、監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した。【2-エ】</p>
---	---	--

<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>	<p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>
---	---

<p>環境局</p> <p>28</p>	<p>契約に必要な業務内容を明確に記載し適切な仕様書を作成する。</p>	<p>多様環境事務所では、御届小橋の修繕等に向けて、関係機関打合せ資料修正委託を締結している。整備検討委託本件契約は、前年度の成果品のうち、御届小橋の架替えに関する資料について、所へ河川管理者との打合せで得られた意見（以下「修正意見」という。）を反映させ、河川協議資料を作成されている。</p> <p>所は、本件契約の締結に当たって、前年度に整備検討委託契約を締結した業者を含めた3者による見積合わせを実施し、契約の相手方を決定している。</p> <p>仕様書では、修正作業の元となる河川協議資料を提供することや修正意見を提示することなどについて触れ、契約締結後、監督員と連絡を取り、打ち合わせることが認められた。業務量が明瞭となっていないため、前年度の委託者以外の見積参加者にとつて不利益となる。仕様書には、業務の進行管理や貸与品の取扱いは、本件契約で必要な事項が履行が担保されないおそれがある。仕様書は契約当事者を拘束する法的文書であり、受託者の履行義務の範囲、内容及び水準の算出、委託者・受託者双方の業務管理、履行完了の検査における合否の判断等を行う基礎となるものであるため、必要かつ適切な事項を具体的に記載することが求められる。</p> <p>また、仕様書の適正性確保は、「適正な仕様書作成に係る別文集等の掲載について」でも財務局が周知しているところであり、この中で、明確な記載のない事項や曖昧な表現については、受託者に実態を求めることはできないとしている。様書は、契約に必要な業務内容や条件等を十分に備えておらず、所は、契約に必要な業務内容や条件等を明確に記載し、適切な仕様書を作成されたい。</p>
----------------------	--------------------------------------	---

<p>福祉局</p> <p>29</p>	<p>(リ) 護の仕事未経験者就業促進事業に運営業務(委託)について、委託者(福祉局)が委託業務内容(委託業務)を適切に行うべきこと。</p>	<p>高齢者施設推進部は、「介護の仕事就業促進事業」を実施し、企画運営業務委託を競争入札により契約し、実施を予定している。記載し、実施を予定している交流会、イベント、提案書に記載された内容以外の業務を追加して実施していることが認められた。総合評価方式による評価として、提案書と入札価格に対する評価として、契約を決定するため、原則として、契約後に提案内容を要変更する必要があるが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。</p> <p>しかし、部は、受託者との打合せ記録が作成されているが、業務変更内容が明確でない、組織的な意思決定も行われていないことが認められた。また、部は、業務内容の変更と契約金額の変更は生じなかつたとして、その算定根拠が不明であるため、契約金額を変更しないことが妥当かどうか確認できない状況であることが認められた。これらのことにより、委託業務の適正な実施が確保できず、総合評価方式による契約事務の適正性を確保できない状況となっている。委託業務内容の変更を適切に行われた。</p> <p>局は、局及びその事業所が所管する債権の管理の適正を期するため、統一的な事務処理基準である福祉保健局債権管理事務処理要綱を定めている。要綱では、債権管理の事務を所管する課長が債権としており、北療育医療センター業務処理センターは債権管理センターとしており、北療育医療センターは債権管理センターとしており、債権を3種類に区分しており、区分ごとに、管理が別個の手続から、両センターは債権を3種類とも取り扱っているにもかかわらず、両センターのシステムでは債権に係る延滞金の手続について定めておらず適正でない。</p> <p>北療育医療センターでは令和5年9月20日付けで、府中療育センターで、令和5年10月1日付けで、それぞれシステムを改定し、強制徴収債権に係る延滞金の手続について定めた。</p> <p>【1-エ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部署宛てに、指摘内容と併せ、システムを定める際は取り扱っている債権について必要記載事項を漏れなく定めるべき旨を周知した。【2-エ】</p>
----------------------	---	---

<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>
-------------------------	-------------------------

<p>福祉局</p> <p>30</p>	<p>(簿納整理) 取り扱う債権に係る手続をシステムに定めるべきこと。</p>	
----------------------	---	--

<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>
-------------------------	-------------------------

31	福祉局	(簿納整理について) 簿納者名簿及び簿納整理表を作成すべきもの	府中療育センターにおける窓口収納以外の使用料や診療費等に係る簿納状況について見たところ、マニュアルでは、納付期限を経過している簿納者について、簿納者名簿及び簿納整理表を作成することとなっているが、監査日(令和5年5月19日)現在、一部簿納者について簿納者名簿及び簿納整理表が作成されておらず適正でない。センターは、簿納者名簿及び簿納整理表の作成を適正に行われたい。	府中療育センターは、指摘対象となつた簿納者の簿納者名簿及び未収金整理簿と簿納整理表を、令和5年5月31日に作成した。【1-エ】 簿納者名簿及び未収金整理簿を作成した際に報告する様式を作成し、令和5年8月22日より使用することとした。【2-ウ】 令和5年10月1日付けで簿納整理事務処理マニュアルを改訂し、簿納者名簿及び未収金整理簿と簿納整理表を必ず作成するよう記載した。 【2-エ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛にて、指摘内容と併せ、簿納者名簿及び簿納整理表を作成すべき旨を周知した。【2-エ】
		1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	マニユアルでは、納付期限経過後20日以内、また督促状未発行の簿納者を確認した場合直ちに、督促状を発行することと定めている。北療育医療センター及び府中療育センターの督促状の発行について見たところ、府中療育センターでは簿納者2名に対して督促状を発行してはなかった。マニユアルに基づいて督促状の発行を適正に行われたい。	府中療育センターでは、簿納者1名に対して令和5年8月2日付けで督促状を発行した。なお、もう1名については、同月16日に完納したため、督促状は送付していない。令和5年8月15日、23日、同年9月25日及び同年10月2日、5日に督促状を発行した。【1-エ】 北療育医療センターでは、マニユアルとおり督促状を発行するのについて、令和5年9月6日開催の幹部会議にて周知した。【2-エ】 府中療育センターでは、督促状発送時に、簿納整理表と突合して漏れなく督促を行うこととし、令和5年10月1日付けで簿納整理事務処理マニユアルを改訂した。【2-ウ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛にて、指摘内容と併せ、規定どおり督促状を発行すべき旨を周知した。【2-エ】
32	福祉局	(簿納整理について) 督促状の発行を適正に行うべきもの	マニユアルでは、督促期限経過後20日以内、また督促状未発行の簿納者を確認した場合直ちに、督促状を発行することと定めている。北療育医療センター及び府中療育センターの督促状の発行について見たところ、府中療育センターでは簿納者2名に対して督促状を発行してはなかった。マニユアルに基づいて督促状の発行を適正に行われたい。	府中療育センターでは、簿納者1名に対して令和5年8月2日付けで督促状を発行した。なお、もう1名については、同月16日に完納したため、督促状は送付していない。令和5年8月15日、23日、同年9月25日及び同年10月2日、5日に督促状を発行した。【1-エ】 北療育医療センターでは、マニユアルとおり督促状を発行するのについて、令和5年9月6日開催の幹部会議にて周知した。【2-エ】 府中療育センターでは、督促状発送時に、簿納整理表と突合して漏れなく督促を行うこととし、令和5年10月1日付けで簿納整理事務処理マニユアルを改訂した。【2-ウ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛にて、指摘内容と併せ、規定どおり督促状を発行すべき旨を周知した。【2-エ】
		1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	マニユアルでは、督促期限経過後20日以内、また督促状未発行の簿納者を確認した場合直ちに、督促状を発行することと定めている。北療育医療センター及び府中療育センターの督促状の発行について見たところ、府中療育センターでは簿納者2名に対して督促状を発行してはなかった。マニユアルに基づいて督促状の発行を適正に行われたい。	府中療育センターでは、簿納者1名に対して令和5年8月2日付けで督促状を発行した。なお、もう1名については、同月16日に完納したため、督促状は送付していない。令和5年8月15日、23日、同年9月25日及び同年10月2日、5日に督促状を発行した。【1-エ】 北療育医療センターでは、マニユアルとおり督促状を発行するのについて、令和5年9月6日開催の幹部会議にて周知した。【2-エ】 府中療育センターでは、督促状発送時に、簿納整理表と突合して漏れなく督促を行うこととし、令和5年10月1日付けで簿納整理事務処理マニユアルを改訂した。【2-ウ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛にて、指摘内容と併せ、規定どおり督促状を発行すべき旨を周知した。【2-エ】
33	福祉局	(簿納整理について) 納入義務者の変更及び催告を行うべきもの	マニユアルでは、納入者の死亡、その他の事由によって納入者が欠けたとき、またはその相続人または扶養関係者に対して納入の催告を行うこととされている。簿納者1名が平成31年1月に死亡して退院しているにもかかわらず、北療育医療センターは納入義務者の変更及び催告を行っておらず適正でない。マニユアルは、納入義務者の変更及び催告を適正に行われたい。	北療育医療センターは、納入義務者の変更について、令和5年9月19日付けで事務所宛にて債務弁済者の確認手続を行った。【1-エ】 また、マニユアルに沿って納入義務者の変更等を行うべきことについて、令和5年9月6日開催の幹部会議にて周知した。【2-エ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛にて、指摘内容と併せ、納入義務者の変更と催告を適正に行うよう周知した。【2-エ】
		1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	マニユアルでは、納入者の死亡、その他の事由によって納入者が欠けたとき、またはその相続人または扶養関係者に対して納入の催告を行うこととされている。簿納者1名が平成31年1月に死亡して退院しているにもかかわらず、北療育医療センターは納入義務者の変更及び催告を行っておらず適正でない。マニユアルは、納入義務者の変更及び催告を適正に行われたい。	北療育医療センターは、納入義務者の変更について、令和5年9月19日付けで事務所宛にて債務弁済者の確認手続を行った。【1-エ】 また、マニユアルに沿って納入義務者の変更等を行うべきことについて、令和5年9月6日開催の幹部会議にて周知した。【2-エ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛にて、指摘内容と併せ、納入義務者の変更と催告を適正に行うよう周知した。【2-エ】

34	福祉局	(簿納整理について) 簿納金の解消に向けた対応を行うべきもの	北療育医療センターにおいて、簿納者1名に係る簿納金が適用されることを当該本人から申告を受けて、センターが自賠責保険を取り扱っている保険会社へ確認し、保険会社から納入される案件であることが明らかになっていない。そのため、本来の債務者は自賠責保険を取り扱っている保険会社となる。しかしながら、令和3年5月分から令和7月分までが簿納の状態となっているのは、本人が保険会社へ必要書類を提出し、当該本人が簿納の状態を監視し、令和5年5月23日現在、いまだに提出していないことによるものである。センターは、これら状況を把握して、簿納者にも必要書類を提出するよう働きかけを一切行っていないことは適切でない。センターは、簿納金の解消に向けた対応を行うべきもの。	西多摩福祉事務所は、令和5年5月30日付けで、不足していた委託料19万8千円を受託者に支出した。【1-ア】 また、今後、精算の際は、支出書類及び契約(変更)書類の支払内訳と精算額を突合しただけではなく固定金額部分についても特に注意を払い処理することについて、令和5年6月12日に開催した保長会にて周知を行った。【2-エ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛にて、指摘内容と併せ、精算時には契約金額の変更が反映されているか確認すべき旨を周知した。【2-エ】
		1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	簿納者1名に係る簿納金が適用されることを当該本人から申告を受けて、センターが自賠責保険を取り扱っている保険会社へ確認し、保険会社から納入される案件であることが明らかになっていない。そのため、本来の債務者は自賠責保険を取り扱っている保険会社となる。しかしながら、令和3年5月分から令和7月分までが簿納の状態となっているのは、本人が保険会社へ必要書類を提出し、当該本人が簿納の状態を監視し、令和5年5月23日現在、いまだに提出していないことによるものである。センターは、これら状況を把握して、簿納者にも必要書類を提出するよう働きかけを一切行っていないことは適切でない。センターは、簿納金の解消に向けた対応を行うべきもの。	西多摩福祉事務所は、令和5年5月30日付けで、不足していた委託料19万8千円を受託者に支出した。【1-ア】 また、今後、精算の際は、支出書類及び契約(変更)書類の支払内訳と精算額を突合しただけではなく固定金額部分についても特に注意を払い処理することについて、令和5年6月12日に開催した保長会にて周知を行った。【2-エ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛にて、指摘内容と併せ、精算時には契約金額の変更が反映されているか確認すべき旨を周知した。【2-エ】
35	福祉局	業務委託契約における精算を適正に行うべきもの	西多摩福祉事務所は、生活困窮者自立支援事業を行っている。業務委託契約を締結している。本契約の委託料は、契約で定めている人件費等の固定金額と実績に応じて確定させる補助金等とで構成されており、委託料の支払いは固定金額と変動金額とを合わせて四半期ごとに概算金額を合わせている。また、本契約は、契約締結後、第2四半期以降の固定金額部分については、概算の支出及び精算について見たところ、第2四半期において、支出時には増額後の適正な金額を支出しているが、精算時には、委託者が概算して増額前の金額を精算簿に記載しており、精算不要である固定金額部分を減額し、精算していることが認められた。そのため、精算不要である固定金額部分を減額し、精算していることが認められた。その結果、精算(繰越)額は、事業期間終了後に監査日(令和5年5月23日)現在、委託料として支出すべき19万8千円が支払われていない。すなわち、業務委託契約における概算の精算を適正に行われたい。	西多摩福祉事務所は、令和5年5月30日付けで、不足していた委託料19万8千円を受託者に支出した。【1-ア】 また、今後、精算の際は、支出書類及び契約(変更)書類の支払内訳と精算額を突合しただけではなく固定金額部分についても特に注意を払い処理することについて、令和5年6月12日に開催した保長会にて周知を行った。【2-エ】 総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所宛にて、指摘内容と併せ、精算時には契約金額の変更が反映されているか確認すべき旨を周知した。【2-エ】
		1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	業務委託契約における精算を適正に行うべきもの	西多摩福祉事務所は、生活困窮者自立支援事業を行っている。業務委託契約を締結している。本契約の委託料は、契約で定めている人件費等の固定金額と実績に応じて確定させる補助金等とで構成されており、委託料の支払いは固定金額と変動金額とを合わせて四半期ごとに概算金額を合わせている。また、本契約は、契約締結後、第2四半期以降の固定金額部分については、概算の支出及び精算について見たところ、第2四半期において、支出時には増額後の適正な金額を支出しているが、精算時には、委託者が概算して増額前の金額を精算簿に記載しており、精算不要である固定金額部分を減額し、精算していることが認められた。そのため、精算不要である固定金額部分を減額し、精算していることが認められた。その結果、精算(繰越)額は、事業期間終了後に監査日(令和5年5月23日)現在、委託料として支出すべき19万8千円が支払われていない。すなわち、業務委託契約における概算の精算を適正に行われたい。

36	福祉局	AEDの管理を適切に行うべきもの	1	2	1	2	1	2	1	2	
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ
			1	2	1	2	1	2	1	2	
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ

中部総合精神保健福祉センターは、自動体外式除細動器（以下「AED」といふ。）を平成29年3月に購入し、設置している。
AEDは、業事法に規定する高度管理指定された機器及び特定保守管理医務機器に指定されており、適切な管理が行われなければ人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器として、厚生労働省医政局長及び厚生労働省保健食品部常点検通知を出している。通知では、常点検通知の裏紙に「表示ラベル」による消耗品の管理等をAEDの設置者（福祉局）が実施している。日常点検を実施していないことに加え、表示ラベルには消耗品の交換時期（令和3年3月）が記載されている（令和3年3月）が記載されているにもかかわらず、平成29年に購入したAEDが一度も交換されず、使用時に正しく動作しない恐れがある状態となっている。このことは、通知によるAED設置者の責務を果たしておらず、適切でない。センターは、AEDの管理を適切に行われた。

健康安全研究所センターでは、3つの部署で電子AEDを所有し、その校正作業を委託契約で行っている。これ、それぞれの予定価格が50万円未満であるため、1者のみの見積りで契約されている。しかしながら、①契約日及び契約相手方が同一であり、②作業実施日が同日又は近接した日で実施される、③特定の受注者しか作業できないものであること、④一括して契約を行うべき案件であり、⑤注冊期間ごとに分割して随時契約を行っていることは適切でない。予定価格が50万円以上ならば、東京都契約事務規則に基づき、複数者に上る競争見積りとする。契約金額の低減が期待できる。契約金額をセンターは、電子AEDの校正業務委託を一括して契約された。

健康安全研究所センターは、令和5年6月5日及び6日、センター内職員の対象とした契約説明会を実施し、今後、作業実施日等で集約して契約する旨周知を行い、契約予定案件の取りまとめへの協力を依頼した。また、契約を担当する担当者職員間で共有し、案件を取りまとめる競争による契約を行う方針を確認した。電子AEDの校正業務委託については、3部署取りまとめ、令和5年9月13日【2-エ】

中部総合精神保健福祉センターは、雇用期限が近づいた本体ごと買い替え（ア）、令和5年9月1日付で同月29日を履行期限とする買入れ契約を締結した。また、新たなAEDを調達するまでの間、交換時期の過ぎたAEDをリ・リース、ア、令和5年6月20日に一時的使用期限の過ぎたAEDの交換とされており、現在は正常に動作する状態となっており、現在に支障を及ぼしていない。

また、メーカーが提供している点検チェックリストにより、令和5年6月1日から点検を実施している。【1-イ】令和5年6月20日開催のセンター運営会議において、点検チェックリストを用い、スリープモード・バッテリー表示確認及び、バッテリー・交換の使用期限の確認を行い、期限前に交換を行うよう周知した。【2-ウ、2-エ】

総務部は、令和5年9月25日付通知文により、局内各部所管で、点検内容を併せ、AEDの点検と機器交換等を適切に行うべき旨を周知した。【2-エ】

38	保健医療局	機械整備委託契約における管理を適切に行うべきもの	1	2	1	2	1	2	1	2	
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ
			1	2	1	2	1	2	1	2	
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ

広尾看護専門学校では、機械整備委託契約を締結している管理状況について見たところ、特記仕様書に「ICカード等」は委託者に10枚支給することとされているが、監査日（令和5年5月16日）現在、監査は不明であるが、委託者である学校が20枚保有していることが認められた。また、仕様書に「委託者は整備に必要な鍵を受託者に預託することとされている」と定められているが、預託する際に「ICカード及び鍵の管理状況は、防犯上の観点から適切でない。学校は、機械整備委託契約における鍵等の管理を適切に行われた。

観光部は、「統計データダッシュボード」の構築・運用保守業務委託契約について、総合課備方式により契約相手方を選定し、契約している。仕様内容の変更が生じた場合には、仕様変更の手続きが必要である。契約しなかったが、部は、変更状況があるにもかかわらず、少なくとも協議及び承諾の書面の取り交わし等の契約変更の手続きを行う必要がありながら、これらは、Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行われていない。

所は、令和5年8月22日開催の所課長会において、今後は仕様書と見積書との照合、仕様書と納品物の照合を確実にし、納品物の照合を職員も行うよう農業改良員に周知することとした。【2-エ】

農業振興事務所は、とうきょう元気農機具出庫施設において、LED電灯に契約の相手方は、3者から見積書を徴したところ、この契約の内容を確認したところ、仕様書では、「防塵形高温用」としていたが、見積書に提出した3者のうち受注者のみが「防塵型・防雨形」で見積書を提出しており、納品書等を見ても、防塵形高温用ではなく、防塵型・防雨形が設置されていることが認められた。ところが、仕様書と異なる内容の見積書の提出を受け、仕様書に定められた性能を満たしていない、契約の相手方として決定したことは適正ではない。所は、LED照明設置工事における契約手続を適正に行われた。

39	産業労働局	Webサイトの構築・運用保守業務委託契約の変更手続を適正に行うべきもの	1	2	1	2	1	2	1	2	
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ
			1	2	1	2	1	2	1	2	
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ

産業労働局 工事における契約手続を適正に行うべきもの

40	産業労働局	LED照明設置工事における契約手続を適正に行うべきもの	1	2	1	2	1	2	1	2	
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ
			1	2	1	2	1	2	1	2	
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ

<p>45</p> <p>中央卸売市場</p> <p>(遊休施設の管理について) 遊休施設向けに必要となる記録を残す必要など市場施設管理を行うべきもの</p>	<p>市場施設の使用が終了した場合、東京都中央卸売市場条例において、東京都指定する期間内に自己の費用で当該市場施設を原状に復して返還しなければならないことが定められている。遊休施設調査の調査時点が活用対象ではない施設である「非活用施設」のうち、件について見たとおり、破産による施設「調整の必要あり」となされている状況について見たとおり、遊休施設調査後も、造作や什器が壊れていない状況を確認した結果、什器撤去までの約14年を要した事例が8件(事業者数12事業者)認められた。</p> <p>監査日(令和5年11月17日)現在、原状回復はされているものの、本管理として速やかに原状回復を行うことが必要である。また、原状回復に長期期間を要したことから、その間の調整状況について確認したところ、14年間の経緯を確認できる資料も存在しないなど、「調整」の経緯の記録が十分に残されていない状況であった。また、速やかな原状回復は、使用者のみならず市場管理者の責務でもあり、原状回復に向けた調整経路は欠くことができない資料である。速やかな原状回復に向けて、円滑な調整に資するよう必要な記録を残すなど、場は、市場施設の適切な管理を行わなければならない。</p>	<p>管理部は、各場に対し、令和5年6月28日付通知文により、原状回復に向けた調整経過の記録をいって周知し、再発防止の取組について周知した。【2-エ】</p>
<p>46</p> <p>中央卸売市場</p> <p>(遊休施設管理について) 遊休施設管理に則った有効活用を推進するべきもの</p>	<p>市場は、経営計画及びび活用通知(以下「経営計画等」という。)に基づき、遊休施設の有効活用に取り組みが見られるように、複数回の管理の事例が認められた。遊休施設調査を踏まえた各場の対応について確認したところ、毎年度の各場別の対応に則った有効活用をより推進するものとするために、各場との連携を強化するなど、取組を一層強化する必要がある。経営計画等に則った有効活用を一層強化された。</p>	<p>令和5年4月1日現在の各場への遊休施設調査において、当該年度の取組に係る項目を追加し、各場が空き施設に係る具体的な取組を決定するところと併せて、管理部がその内容の評価を行うことにより、有効活用を推進する一層の強化を図った。【1-エ】</p>

<p>47</p> <p>中央卸売市場</p> <p>業務委託契約に係る履行確認を行うべきもの</p>	<p>業務委託契約に係る履行確認を行うため、業務委託契約の締結し、管理関係業務委託契約を締結している。業務委託契約において、各点検の完了後速やかに報告書、点検写真等を提出することとし、1台ごとに20項目の点検結果を記載し提出するよう規定している。</p> <p>ところで、受託者から提出された点検報告書を見たとおり、8市場のうち2つの市場について、報告書の点検結果が記載されていないなどの問題点が見受けられた。提出された報告書では点検結果が確認できないにもかかわらず、検査完了として契約代金を支払っていることは確認できない。業務委託契約に係る履行確認を適正に行わなければならない。</p>	<p>事業部は、令和5年3月6日付通知文により、当該委託の履行内容に即したチェックリストを作成の上、提出書類を十分確認し、確認漏れ等が無いよう注意することにより、履行確認を適正に行うよう部内において周知した。【2-ウ】</p>
<p>48</p> <p>中央卸売市場</p> <p>プロンガス回収及び破壊契約の履行確認を行うべきもの</p>	<p>事業部では、大田市場市場会館の解体に伴い、廃棄する冷媒庫等からプロンガスの回収及び破壊業務を委託している。当該業務委託契約では、プロンガス回収業者(以下「受託者」という)が回収し、受託者が依頼した破壊業者が破壊処理を実施するものとなっている。</p> <p>プロンガス類の処理の合理化及び管理の適正化に関する法律によると、受託者は、破壊業者が作成する破壊証明書の交付を受けるときは、遅滞なく廃棄等実施者である部に届けなければならない。また、契約の仕様書では、受託者は、破壊日・処理量等破壊処理状況を報告し、証明することとされている。そこで、破壊処理が適正に行われているか確認したところ、仕様書(令和5年11月23日)現在、仕様書を委託者から管理課等にあたる破壊証明書を委託者から回収していただけないことが認められた。</p> <p>部は、監査質疑を受けて、監査日に受託者から破壊証明書を徴取し、破壊処理がされていることを確認できたものの、部が行われたか履行確認をせずに支払いはしたことは適正ではなかった。部は、プロンガス回収及び破壊に係る委託契約の履行確認を適正に行わなければならない。</p>	<p>事業部は、令和5年3月6日付通知文により、プロンガスの回収で管理者が回収し、管理には、受託者から破壊証明書交付が必要であることを改めて部内で周知徹底した。【2-ウ】</p>

53	建設局	1	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	北多摩南部建設事務所は、河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事の単価契約を締結している。所は、幹周りが3,000cmを超える樹木の枯損木処理及び高・中木支障処理等について、幹周りが3,000cm以下の工種で指示をしている。内容の工事は、積算基準に基つき、見積書などにより単価を決定した上で、幹周りが3,000cm~3,999cmの工種を指定した内容の対応処置方法を特記し、積算に追記した。また、美観維持費を追加している。【2-1】このことについて、所は、令和5年4月11日に課内会議を開催し、指図書事項とともに再発防止の取組を定めた。【2-エ】
		2	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	北多摩南部建設事務所は、河岸草刈り及び河道清掃委託並びに植栽維持工事の単価契約を締結している。所は、幹周りが3,000cmを超える樹木の枯損木処理及び高・中木支障処理等について、幹周りが3,000cm以下の工種で指示をしている。内容の工事は、積算基準に基つき、見積書などにより単価を決定した上で、幹周りが3,000cm~3,999cmの工種を指定した内容の対応処置方法を特記し、積算に追記した。また、美観維持費を追加している。【2-1】このことについて、所は、令和5年4月11日に課内会議を開催し、指図書事項とともに再発防止の取組を定めた。【2-エ】
54	建設局	1	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	南多摩東部建設事務所は、令和5年3月7日開催の工事課課長代理会にて指図書事項を周知し、工事課課長及び受注者に対して適正な見積書の提出について指示を行っている。【2-エ】
		2	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	南多摩東部建設事務所は、令和5年3月6日開催の工事担当課長代理会にて指図書事項を周知し、指図書事項において特別見積書を使用するよう注意喚起した。【2-エ】
55	建設局	1	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	南多摩東部建設事務所は、河川維持工事(単価契約)において調査等作業労務費(測量技師工、測量技師補工)の工種を定めている。行うに当たり、現況測量及び物理平面図・横断面図を作成を、特別製製品組合せ費を用いて行っている。来、現況測量等には、測量技師工等の工種を用い、特別製製品組合せ費に用いることと、使用できる工種があるのに特別製製品組合せ費を用いていることとを、適正でない。所は、正しい工種により工事を行わ
		2	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	南多摩東部建設事務所は、河川維持工事(単価契約)において調査等作業労務費(測量技師工、測量技師補工)の工種を定めている。行うに当たり、現況測量及び物理平面図・横断面図を作成を、特別製製品組合せ費を用いて行っている。来、現況測量等には、測量技師工等の工種を用い、特別製製品組合せ費に用いることと、使用できる工種があるのに特別製製品組合せ費を用いていることとを、適正でない。所は、正しい工種により工事を行わ

56	建設局	1	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	東部公園緑地事務所は、高井戸公園園地改修工事(単価契約)を締結し、現在、6件の指示工事を行っているが、これらのうち3件の指示工事については、即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの。【2-エ】
		2	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	東部公園緑地事務所は、高井戸公園園地改修工事(単価契約)を締結し、現在、6件の指示工事を行っているが、これらのうち3件の指示工事については、即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの。【2-エ】
57	建設局	1	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	東部公園緑地事務所は、管内の未開闢園地における日常管理及び環境・災害対応のため、2件の単価契約を締結している。うち111件において、普通作業員による現地調査等を実施している。【1-エ】
		2	(単価契約工事)について 即時性の認められない工事等について総包契約により施工すべきもの	東部公園緑地事務所は、管内の未開闢園地における日常管理及び環境・災害対応のため、2件の単価契約を締結している。うち111件において、普通作業員による現地調査等を実施している。【1-エ】

東部公園緑地事務所は、令和5年8月1日開催の課長代理会及びびびり同僚長代理会にて、指図書事項の周知を行うとともに、単価契約の周知して、即時性が認められ、単価契約の指示として適切かどうかを、担当監督員及び主任監督員並びに総括監督員で全体的に確認し、照らして横断に検討、判断し、必要に応じて周知する。【2-エ】

第二建設事務所は、撤去に係る工事費について、令和5年3月22日に受注者と協議を行い、改めて支払を申し出たが、受注者に請求の意思がないため、支払うことができない。【1-エ】

所は、令和5年4月3日に、令和5年度単価契約工事の受注者に対し、今後施工する工種について、正に申請するよう依頼した。また、令和5年3月28日開催の工事課第一課長代理会にて指図書事項を周知し、同年4月3日開催の工事担当会にて、施工内容に知り支払が適正に行われているかについて、担当及び主任監督者並びに工事係長等による確認作業を実施した。【2-エ】

令和5年5月から、令和5年6月開催の執行調整会議にて、関係者に本案件を周知し、注意喚起及び再発防止の徹底を図った。【2-エ】

西部公園緑地事務所は、工期内であった西部公園緑地事務所管内未開闢園地樹木管理その他委託について報告書を作成及びびびり現況調査の報告書を確認した。また、西契約の現地調査の作業日報及び職員の出発記録等により作業の実施を確認できたため、返還を求めない。【1-エ】

所は、令和5年度単価契約について、現地調査を行う際は、報告書及び記録写真の提出を義務付け、検査時に確認を行っている。【2-1】

第三建設事務所は、過大となった5万5,220円のうち22件について、完了内訳書において、普通作業員の作業時間数の合計を勘定しており、適正でない。この結果、工事費が合計で5万5,220円過大となっている。

所は、令和5年3月8日開催の工課長・課長代理会にて指図書事項を周知し、数量の複数チェックを行うよう注意喚起を行った。【2-エ】

<p>67</p> <p>建設局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>公園の改修設計に於ける委託契約を締結している。</p>	<p>東部公園緑地事務所は、遊具広場の改修設計に係る委託契約を締結している。仕様書によると、園路広場については園路、植栽及び排水施設を、便益施設についてはサイン類、ベンチ及び遊具を対象として「施設の構造、材料、企画、デザイン、敷地造成、施工方法を決定し、工事に必要な詳細図書を作成し、工事費の算出を行う」としている。また、一部の遊具を具体的な内容仕様書に定めていない。したがって、委託者は園路広場及び便益施設の全面的な改修を設計することとなるが、実際には、業務着手時の打合せ記録簿のとおり、実施設計の対象施設は当初から限定されている。このため、少なくとも、業務着手時の打合せ記録簿にある内容は、当初から指示できるものであるが、仕様書に記載されていないことは、適切でない。所は、公園の改修における設計委託について、仕様を明確にされたい。</p>
<p>68</p> <p>建設局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>(野球場管理委託について) 側溝及び側溝の履行確認及び立会検査を行うべきもの</p>	<p>西部公園緑地事務所は、井の頭恩賜公園内の野球場について、野球場管理委託契約を締結している。野球場管理委託の仕様書では、受託者が作業状況に都対して報告の上、確認を受けること、また、月に一度作業状況についての立会検査を行うことを定めている。作業報告書を確認したところ、側溝及び側溝の履行確認及び立会検査について記載が無く、履行確認及び立会検査が行われたか確認できない。この契約では、日々の履行確認及び立会検査が適正に行われて初めて、業務等の履行の完了が確認出来ること、さらには、仕様のとおり実施していないことは、適正でない。所は野球場管理委託における側溝及び立会検査を実施された。</p> <p>令和4年度契約における側溝清掃及び立会検査は、写真による完了検査で済ませる。令和5年度契約において側溝清掃及び立会検査は、作業報告書様式を新たに定め、受託者が作業状況により速やかな報告を受け、履行確認に記録する形に改定した。</p> <p>【1-エ】 西部公園緑地事務所は、令和5年度契約において側溝清掃及び立会検査を実施する。令和5年度契約において、側溝清掃及び立会検査の注意事項について、令和5年4月7日付通知により拒当に周知徹底した。【2-エ】</p>

<p>69</p> <p>建設局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>(野球場管理委託について) 災害のおそれによる判断を中止することについて、仕様書とマニュアルに記載されている。</p>	<p>西部公園緑地事務所は、井の頭恩賜公園内の野球場について、運動施設管理運営委託契約をAと、野球場管理運営委託契約をBと締結している。運動施設管理運営委託の仕様書によると、野球場を使用中止とする場合に、受託者が仕様書に書かれたグラウンドメンテナンスに基づき判断を行うものと定められている。メンテナンスにより使用中の判断を行うのであれば、グラウンドで判断できるものであるが、所は災害のおそれなどの事由により判断を中止する場合があることから、Aが使用中の判断をする必要があるとしている。しかしながら、仕様書及びAが作成したマニュアルには、Aが災害のおそれなどの事由により使用中の判断を中止することに関する記載がなく、適正でない。所は、災害のおそれなどの事由により使用中の判断を中止することについて、仕様書に記載すること、運動施設管理運営委託の受託者がマニュアルに記載するよう指示されたい。</p> <p>西部公園緑地事務所は、令和5年度契約のメンテナンス及び令和6年度契約の仕様書の内容を見直し、災害のおそれなどの事由により使用中の判断を中止することについて追記した。</p> <p>【2-イ】 また、災害のおそれなどの事由により使用中の判断を中止し、仕様書及びマニュアルに漏れなく記載するよう、令和5年8月1日に担当課内に周知した。今後毎年度周知し、組織的に注意喚起を行っていく。【2-エ】</p>
<p>70</p> <p>港湾局</p> <p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>競争性を確保した契約調査方法により調査委託も</p>	<p>東京港湾事務所における共同開発示館のメンテナンス含有分析調査委託契約について見たところ、同一の建物に対する調査を展示館の内部と外部とに分けて行う予定価格が50万円未満であるとして、単数見積による随意契約により委託している。契約とすれば予定価格が50万円以上となり、競争性を確保できること、支払事務の効率化にもつながら、合理的な理由がないまま、それでは適切でない。所は、競争性を確保した契約方法により調査委託を行われたい。</p> <p>所は、今後、類似の誤りを防止するため、起工を進める段階で類似案件の履行確認を行い、1件の契約にまとめられるかの検討を行った上で契約手続を進める。以上の取組を、令和5年9月12日に開催した東京港湾事務所・課長会で周知の上、各課に実施を依頼した。【2-エ】</p>